

令和2年 9月28日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
〔公 印 省 略〕

郡外に移動した場合の登校・出勤の取扱及び感染予防対策について（お知らせ）

平素より、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力を頂き深く感謝申し上げます。

沖縄県の新型コロナウイルス感染症警戒レベルは第3段階ではありますが、緊急事態宣言を9月5日を以て終了し、感染症予防対策を継続しつつ、様々な活動が再開されています。

それに伴い、令和2年7月29日付け「新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせ」を一部変更致します。

つきましては、今後の対応を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組み継続をよろしくお願いいたします。

記

1 郡外に移動した場合の登校・出勤の判断基準について

- (1) 県外への移動＝帰島後、原則7日間の出席停止及びその後7日間の健康観察とします。
- (2) 県内への移動＝旅行届（様式1）提出及び帰島後2週間の健康観察、感染症予防対策を徹底することとし、可とします。
- (3) 対象者＝石垣市立小中学校に在籍する児童生徒、学校関係職員
- (4) 新型コロナウイルス感染症予防対策（注意事項）
 - 県内へ移動し、帰島した場合、登校前の検温及び健康観察シート（帰島後2週間）、行動履歴の記録、高齢者との接触を避ける等、感染症予防対策を徹底すること。
 - マスクの着用、こまめな手洗い、うがい、手指消毒、「3密」の回避、十分な換気、体温測定等の健康チェック、人と人との距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上で行動すること。
 - 不特定多数との接触を避けること。
 - 厚生労働省の新型コロナウイルス接触感染アプリ（Cocoa）を利用するなどの対策を講じること。
 - 旅行届は学校で保管し、帰島後の児童生徒、及び学校関係職員の健康観察資料とします。
- (5) 適用期間
新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを必要とする当分の間とします。
- (6) この変更は、令和2年10月1日から実施します。